



西田成希税理士事務所

# 事務所だより 4月号

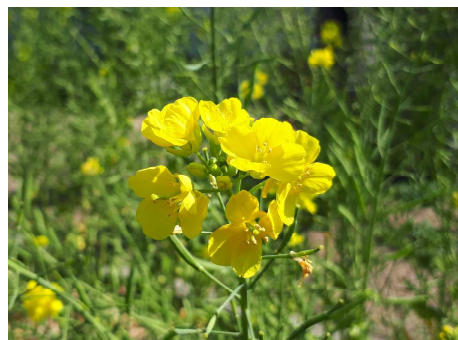
春和の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

あっという間に4月となりました。元号も発表されます(今日は3月31日です)。いろいろと新しくなりますが、税金の話では国会で予算が成立しました。その中に消費税の増税対策が盛り込まれています。いよいよ10月から消費税が10%となります。さすがに今回は後戻りしないようです。本気で準備しないと間に合いません。どうしよう(^\_^;)。

そんな新年度、皆様の周りで変化はありましたか? 西田家では長男が大学進学で釧路に行くことになりました。昨年の11月から滑り止めを含めて受験してきましたが、その滑り止めにも合格せず、にもかかわらず本人は危機感なし、私は「こりゃ浪人だな」と思っていました。「お金をどうしようか?」と考えていたのですが、最後の最後に何とか合格の通知が届きました。良かったです(^\_^)。

人生80年の時代なので、20歳前後の1年間は準備期間と考えられます。長男に浪人してもっと上を目指すかどうか聞いたところ、「釧路に行く」という返事でしたので、入学手続きを完了させました(実は釧路に行つて欲しかったんです。遊びに行けます(^\_^))。そこからが大変です。アパート探しに引越しの準備。アパートは実際に見に行く時間がないので、大学生協による不動産業者の斡旋を利用しました。引越しも大変です。ご存知の通り、ヤマト運輸が引越し代金の不正請求で引越し業務を休止しています。ちょうど引越しシーズン。そのあおりで他の引越し業者の込み具合が異常なようで、電話で問い合わせたところ「兵庫から持って行くより、釧路でそろえたほうが安く上がりますよ」というアドバイス(?)をくれました。机や収納ボックス等はまだ使えますので、レンタカーを借りて持って行くことも考えたのですが、九州や四国と違い、北海道は橋が通っていない!フェリーで行こうにも、そのフェリー、釧路港に着くものがない…(昔は『東京～釧路』があったのですが所要時間がナント30時間でした)。ということで、釧路で一通り揃えることになりそうです。そうは言ってもできるだけ節約したいので、スーツケースに入れて飛行機で持っていけるだけ持っていきます。4月3日に釧路へ旅立ちます。アパートの契約もあるので、私も付いて行くことになりました。今回は、次の日には帰ってこないといけませんので、落ち着いたらゆっくり遊びに行くことにします。

では、事務所だより4月号をお届けします。来月は釧路の写真を載せますね。



## ☆ お知らせ (2019年4月の税務)

期限	項目
4月10日	▶ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月15日	▶ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)
4月30日	▶ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	▶ 2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 軽自動車税の納付
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
	▶ 固定資産課税台帳の縦覧期間
	▶ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

## ☆ 金密輸、過去最悪に次ぐ1,000件

消費税の税率引き上げを前に、消費税を利用した闇ビジネスが横行しています。そのスキームは、金を海外からこっそりと持ち込み、関税で支払うべき消費税を逃れたうえで売却し、税額分の利ザヤを得るといったものです。

全国の税関が2018年に摘発した金地金（きんじがね）の密輸入は前年比2割減の1,088件だったことが、財務省が2月下旬に公表した報告書で明らかになりました。前年から66%増となった2017年との比較では大幅減ではあるものの、過去2番目に多い記録です。

外国では消費税がかからず金を購入できるため、1億円の金地金は諸経費を除けば1億円で買えます。それを日本で売ると、金の売買について消費税が課税されますので、1億800万円で売却することになります。消費税分の800万円が利ザヤとして儲けになるわけです。そのため海外から金を持ち込む際には、税関であらかじめ消費税分8%を納めることが義務付けられています。入国時に申告せずに税関をすり抜け、日本国内の買い取り業者に持ち込んで儲けを得る犯罪が横行しています。

消費税率が上がるほど利ザヤが大きくなることから、金の密輸事件は消費税率の8%への引き上げを境に急増。12件だった2013年から、増税後の2014年には119件、2015年には465件と増えました。2018年の1,088件は前年に次いで2番目に多い数字で、押収量2,119キログラムは3番目の量でした。

消費税率が高いほどこのスキームが成功した際の儲けが多くなることから、今年10月の消費増税を境に再度密輸が急増することが危惧されています。そのため政府は、2019年度税制改正に密輸対策を盛り込みました。その内容は買い取り業者の税額控除を制限するもので、今年4月以降は、密輸品と知りながら行った仕入れは仕入税額控除制度の適用を認めません。また10月以降は、金や白金の売り主の本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加えます。すなわち買い取り業者が、身分が分からない者から購入した場合、その分の仕入税額控除を認めない、ということです。仕入税額控除ができないので、買い取り業者の納める消費税が増えます。いわば、密輸した人の代わりに買い取り業者が消費税を納税するという仕組みです。

#### ☆ Vチューバーという新たな職業の可能性

ここ何年か、小学生がなりたい人気職業にユーチューバー（YouTuber）がランクインするようになりました。自身で動画を撮影し、ユーチューブをはじめとする動画サイトにアップし、広告などの収入を得るものです。最近では、ユーチューバーのさらに先をいく、「Vチューバー（Vtuber、バーチャル・ユー・チューバー）」が注目を集めています。

Vチューバーとは、文字通りバーチャル（仮想的）なユーチューバー。ユーチューバーは自身が登場する動画を制作しますが、Vチューバーは自分ではなく、仮想のキャラクターを登場させる所に特徴があります。自分で仮想のタレントを創造し、そのタレントがダンスや歌、イベントに参加する、といった動画を制作し投稿します。

人気ユーチューバーであるヒカキンをはじめしゃちょーなどと同様、キズナアイなど、人気のVチューバーも現れはじめています。キズナアイは日経BP社主催の「日経クロストrend賞（2018年）」に選出され、今後の活躍が期待されています。

自身を被写体にするよりも、Vチューバーのほうが容姿やキャラクターを自由に創造できるので、より自由度の高い動画制作が可能になります。自身が登場するユーチューバーで人気が出なかった人でも、Vチューバーで成功する可能性は大いにあります。

こうしたことから、Vチューバーは今後、ますます人気上がりそうな、期待の職業といえます。とは言っても、ユーチューバーで成功したといえる人はほんの一握りです。Vチューバーも同じように、動画投稿だけで生活を支えられるようになるには、魅力的なキャラクターを創造する能力、たくさんの人に試聴してもらえる動画の制作能力などが必要です。

では、Vチューバーに関するビジネスチャンスにはどのようなものがあるのでしょうか。

Vチューバーの収入源にはどのようなものがあるのでしょうか？

まずは、広告収入です。人気が高まり動画の再生回数が増えれば、広告収入（ユーザーが広告をクリックすることで得られる収入）が増えます。

それ以外には、企業とのタイアップ、オリジナルグッズ等の販売収入と多岐に渡ります。また、有名になればTV出演といった、タレント活動のギャランティの収益が期待できます。

最近、ユーチューバーの知名度が上がったため、ヒカキンなどがTVにタレントとして出演することも増えています。今後は、人気のVチューバーがタレントとして活躍する日が来るかもしれません。しかも、Vチューバーは仮想のキャラクターなので、どんなに働いても疲れのないのも魅力です（作成している人は疲れると思いますが…）。

こうした中、Vチューバーに関連するビジネスの萌芽が生まれています。一つは、Vチューバーの支援を主事業とする企業の誕生です。Vチューバーと企業とのコラボレーションのマッチング、キャラクター商品の企画や販売、プロモーションなど、Vチューバーの収益を最大化するための事業を営む企業が現れています。

このほかには、動画制作者がVチューバーを簡単に作成できるように、作成アプリを提供するサービスや、人気Vチューバーが登場するアニメの制作を行うサービスもあります。

Vチューバーになりたい人は今後、増えることが予想されます。Vチューバーについては、関連するサービスの提供にビジネスの商機が多くありそうです。

私も税理士やめてVチューバーを目指そうかな…。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488